

SIAA マーク管理運用規定

「表示・用語等に関する規定」第4項第5号（SIAA マーク）に基づき、SIAA マークの管理運用に関して規定する。本規定改訂に伴い防カビ SIAA マーク管理運用規定（K23）は廃棄する。

1. 目的

抗菌加工製品、防カビ加工製品等に SIAA マークを表示することによって、抗菌製品技術協議会（以下本会という）のガイドラインに沿って自主管理されていること、かつ本会に登録されたうえでホームページに情報公開されていることを示すと共に、その製品に使用されている抗菌剤又は防カビ剤の種類、加工方法および加工部位を表示することにより、消費者がより良い品質と安全性を確保した抗菌加工製品、防カビ加工製品を適切に選択できるようにし、もって関連業界の健全な発展および国民生活の向上に寄与することを目的とする。

2. SIAA マークの表示条件

2-1. 抗菌加工製品（若しくは抗菌剤）、または防カビ加工製品（若しくは防カビ剤）に SIAA マークを表示できるのは、次のいずれかの場合を除き当該製品を本会に自主登録した本会正会員のみとする。

- (1) その製品を本会に自主登録した正会員会社の社名、社章（ロゴ）、商標又は登録番号が表示されている抗菌加工製品（若しくは抗菌剤）、または防カビ加工製品（もしくは防カビ剤）を取り扱う会社
- (2) 自主登録された抗菌加工製品または防カビ加工製品を販売している会社であって、自主登録した正会員会社から同販売会社が SIAA マーク表示趣旨を理解同意しており、かつ上記抗菌加工製品または防カビ加工製品に関する一切の責任が正会員会社にあることを確認する書面が提出されている会社（OEM 商品）。
- (3) 正会員である印刷会社、カード製作会社、塗料会社が製造している印刷物、カード、塗装品に、登録番号を表示している会社。

2-2. 次に示す各号にすべて合致する抗菌加工製品（若しくは抗菌剤）、または防カビ加工製品（若しくは防カビ剤）には、原則として SIAA マークを表示することができる。

- (1) 本会の「品質と安全性に関する自主規格」などのガイドラインに沿って自主管理された抗菌加工製品（若しくは抗菌剤）、防カビ加工製品（若しくは防カビ剤）。
- (2) 本会に「品質と安全性に関する入会・自主登録データシートⅠまたはⅡ」に SIAA マークを表示することを明記し、自主登録が完了した抗菌加工製品（若しくは抗菌剤）、または防カビ加工製品（若しくは防カビ剤）。自主登録時は SIAA マーク表示の予定ではなかったが、後日、表示することになった場合は、「入会・自主登録データシートⅠまたはⅡ」に追記し、再登録すること。なお、自主登録の完了は本会が「自主登録受理通知書」を発行した時点とする。
入会・自主登録データシートには SIAA マーク、取扱説明書、カタログ等を添付すること。（原稿、ゲラ刷りの段階が望ましい）

機密保持レベル D



- (3) 本会の正会員が製造または販売している抗菌加工製品（若しくは抗菌剤）、または防カビ加工製品（若しくは防カビ剤）。

3. SIAA マークの種類と使用条件

- (1) SIAA マークの種類と使用条件は次表の通りとする。

マークの記号	マークの通称	マーク基本図形	使用条件
A	JIS 抗菌適合 抗菌 SIAA マーク	 <p>The logo features the text 'SIAA' in large green letters, with 'JIS Z 2801' and '抗菌適合' below it. To the right is a green diamond shape with a white grid pattern. Above the diamond is the text '抗菌製品技術協議会' in a curved arrangement.</p>	JNLA 試験機関の JNLA ロゴ付試験成績書に基づき本会に自主登録されている抗菌加工製品。但し非多孔質材料からなる抗菌加工製品の場合、SIAA マーク更新申請書の提出により下記Cマークへ切り替えることができる。
B	JIS 抗菌適合 以外の既存抗菌 SIAA マーク	 <p>The logo features the text 'SIAA' in large green letters. To the right is a green diamond shape with a white grid pattern. Above the diamond is the text '抗菌製品技術協議会' in a curved arrangement.</p>	JNLA 試験機関の JNLA ロゴのない試験成績書に基づき本会に自主登録されている抗菌加工製品または抗菌剤。SIAA マーク更新申請書の提出により下記Dマークへ切り替えることができる。
C	ISO 番号付き 抗菌 SIAA マーク	<p>C-1</p>  <p>The logo features the text 'SIAA' in large green letters, with 'ISO 22196' and 'for KOHKIN' below it. To the right is a green diamond shape with a white grid pattern.</p> <p>C-2</p>  <p>The logo features the text 'SIAA' in large green letters, with 'ISO 22196' and '抗菌加工' below it. To the right is a green diamond shape with a white grid pattern.</p>	JNLA 試験機関の JNLA ロゴ付試験成績書に基づき 2007 年 11 月以後に本会に自主登録された非多孔質材料からなる抗菌加工製品。 C-1 または C-2 を選択できる。

機密保持レベル D

D	ISO 番号なし 抗菌 SIAA マーク	D-1 	上記 C マークが適用できない 2007 年 11 月以後に本会に自主登録された抗菌加工製品。 D-1 または D-2 を選択できる。
		D-2 	
		D-1 	2007 年 11 月以後に本会に自主登録された抗菌剤。 D-1 または D-3 を選択できる。
		D-3 	
E	KOHKIN 文字、ISO 番号なし抗菌 SIAA マーク		2007 年 7 月より暫定的に使用したが、今後は D マークに切り替える。現在表示中の製品についての継続使用は認めるが、手持ちマークがなくなり次第 D マークに変更。
F	防カビ SIAA マーク	F-1 	本会に登録された防カビ加工製品に表示する。 F-1 または F-2 を選択できる。

機密保持レベル D

		<p>F-2</p> 	
		<p>F-3</p> 	<p>本会に登録された防カビ剤に表示する。</p>
G	<p>抗菌・防カビ SIAA マーク</p>		<p>本会に抗菌加工製品、防カビ加工製品の両方で登録された製品に表示する。</p>

- (2) 同一の抗菌加工製品には A～E のうち 1 種の抗菌 SIAA マークのみを表示し、併用を認めない。
- (3) マーク A, B は 2012 年度末までは使用を認めるが、それまでにはそれぞれマーク C, D に切り替えるものとする。ただし、それ以後もマーク A, B を使用しなくてはならない格別な理由が提示され、常任理事会で承認された場合には継続して使用できる。
- (4) 抗菌 SIAA マーク C, D の近傍には、「抗菌」という文字をこのマーク表示がされた製品が販売され使用される国、地域の言葉で表記しても良い。
- (5) 防カビ加工製品として登録された製品には F マーク（防カビ SIAA マークという）を表示する。
- (6) 同一製品が抗菌加工製品及び防カビ加工製品の両方で登録された場合は、統一した加工製品番号で登録した上で、マーク G（抗菌・防カビ SIAA マークという）を表示することを原則とする。但し、希望すれば抗菌 SIAA マークと防カビ SIAA マークを併記することも認める。

4. SIAA マークの要件

(1) 構成

①抗菌加工製品の抗菌 SIAA マークは、「基本図形」、「使用抗菌剤の種類、加工方法および加工部位を示す文字情報」、「登録番号」並びに「抗菌 SIAA マークの主旨の説明文」により構成される。

なお、希望する場合は「使用抗菌剤の種類、加工方法および加工部位を示す文字情報」、「登録番号」を抗菌 SIAA マークから削除することが出来る。但し、その場合は削除した

機密保持レベル D

情報を製品又は包装、パンフット等の販売資料に表示することを原則とする。

②抗菌剤の抗菌 SIAA マークは、「基本図形」、「使用抗菌剤の種類」、「抗菌 SIAA マークの主旨の説明文」並びに「登録番号」から構成され、希望により基本図形以外は抗菌 SIAA マークから削除できる。

③防カビ加工製品の防カビ SIAA マークは、「基本図形」、「防カビ加工」、「登録番号」を必須構成成分とし、これに「使用防カビ剤の防カビ剤ポジティブリストの収載番号、防カビ加工方法および加工部位を示す文字情報」、並びに「防カビに関する注意事項」から構成され、さらに「添え字」を追加することができる。

但し、希望する場合は「使用防カビ剤の防カビ剤ポジティブリストの収載番号、加工方法および加工部位を示す文字情報」、「防カビに関する注意事項」を SIAA マークから削除することができる。但し、その場合は削除した情報及び「登録番号」を、製品又は包装、パンフット等の販売資料に表示することを原則とし、これに小さな防カビ SIAA マークを一緒に表示する。

④防カビ剤の防カビ SIAA マークは、「基本図形」、「ポジティブリスト収載防カビ剤」並びに「防カビ剤ポジティブリストの収載番号」から構成され、希望により「防カビ剤ポジティブリストの収載番号」を削除できる。

⑤抗菌・防カビ SIAA マークは、「基本図形」、「抗菌・防カビ加工」、「統一登録番号」を必須構成成分とし、これに「使用抗菌剤の種類、抗菌加工方法および加工部位を示す文字情報」、「使用防カビ剤の防カビ剤ポジティブリストの収載番号、防カビ加工方法および加工部位を示す文字情報」並びに「防カビに関する注意事項」から構成され、さらに「添え字」を追加できる。

但し、希望する場合は「使用抗菌剤の種類、抗菌加工方法および加工部位を示す文字情報」、「使用防カビ剤の防カビ剤ポジティブリストの収載番号、防カビ加工方法および加工部位を示す文字情報」並びに「防カビに関する注意事項」を SIAA マークから削除することができる。但し、その場合には削除した情報及び「統一登録番号」を製品又は包装、パンフット等の販売資料に表示することを原則とし、これに小さな抗菌・防カビ SIAA マークを一緒に表示する。

(2) 表示色

基本図形、文字情報および登録番号の色については基本標準色を決めるが、その他の色でもよく、同一の単色とする。抗菌 SIAA マークの主旨の説明文の色は特に定めないが、単色とする。

抗菌 SIAA マーク、抗菌・防カビ SIAA マークの基本標準色は緑 [DIC] 2576 [プロセスカラー] C100%+Y50%とし、防カビ SIAA マークの基本標準色は紺 [プロセスカラー C85%+M97%] とする

(3) 基本図形の大きさ、文字情報および説明文の字体

標準 SIAA マーク版下（別紙）に準じた大きさ、字体とするが、マークの全体的なイメージが変わらないように配慮する。

(4) 文字情報

基本図形に付属する文字情報は、登録情報、防カビに関する注意事項及び添え字よりなる。

機密保持レベル D

これらの文字情報はその製品が使用される国、地域の文字で表記できる。

登録情報は、使用抗菌剤の種類また防カビ剤ポジティブリスト収載番号、抗菌又は防カビ加工方法、抗菌又は防カビ加工部位、及び登録番号であり、次の①から④に示す文字情報の組み合わせとする。

①抗菌剤の種類、防カビ剤のポジティブリスト収載番号

抗菌加工製品には、使用抗菌剤の種類として自主登録で申請の抗菌剤の種類「大分類」を記載する。また防カビ加工製品には使用されている全ての防カビ剤について本会の防カビ剤ポジティブリスト収載番号を列記する。

② 抗菌加工方法・防カビ加工方法

自主登録で申請の練り込み、塗装、印刷および焼成の何れかの用語を使用する。ただし、該当するものがないときは消費者に分かり易い用語を申請したうえで使用する。

③ 抗菌加工部位・防カビ加工部位

自主登録で申請の抗菌加工部位または防カビ加工部位を使用する。部分の場合は消費者に分かり易い具体的名称を申請したうえで使用する。

④登録番号

JP0121031A0567X または JP0501032A0567Y のように、会員法人の本籍である国の略称（アルファベット 2 文字）と抗菌加工製品の場合は JIS Z 2801（ISO22196）適合性をしめす 3 桁の数字、防カビ加工製品の場合はそのことを示す 3 桁の数字（050）、会員番号を示す 4 桁の数字、区別用アルファベット 1 文字、会員の登録製品番号を示す 4 桁の数字及びチェックデジット 1 文字からなる。

防カビに関する注意事項と添え字は、防カビ性能への信頼性を確保するための情報であり、防カビ加工製品、抗菌・防カビ加工製品に記載する。

(5) 抗菌 SIAA マークの主旨の説明文

上記 3. の A マークを表示する抗菌加工製品（JIS Z 2801 適合製品）の説明文は、“SIAA マークは JIS Z 2801 に適合し、抗菌製品技術協議会ガイドラインで品質管理・情報公開された製品に表示されています。”とする。

上記 3. の C マーク（ISO 番号付き SIAA マーク）を表示する製品の説明文は、“SIAA マークは ISO22196 法により評価された結果に基づき、抗菌製品技術協議会ガイドラインで品質管理・情報公開された製品に表示されています。”とする。上記 3. の B 又は D マークを表示する抗菌加工製品（シェーク法等での登録を含む）と抗菌剤についての説明文は、“SIAA マークは、抗菌製品技術協議会ガイドラインで品質管理・情報公開された製品に表示されています。”とする。

説明文は本規定第 4 項（8）（表示媒体）の中で、新聞・雑誌広告、取扱説明書、TV コマーシャル、インターネット等、形状・機能等の点で説明文を掲載することができる表示媒体において、消費者に分かり易い場所に明瞭に掲載しなくてはならない。ただし、抗菌加工製品（又は抗菌剤）本体には説明文を省略することができる。抗菌 SIAA マークの主旨の説明文はその製品が使用される別途定める国、地域の文字で表記できる。

(6) 防カビ SIAA マーク、抗菌・防カビ SIAA マークの添え字

これらのマークの下には防カビ性に関する添え字を次の中から選択して記載することができる。

「特定のカビの生育を抑制します」、「使用条件によってはカビが発生する場合があります」

機密保持レベル D

ます」、「このマークはカビが発生しないことを保証するものではありません。」

(7) 防カビ SIAA マーク、抗菌・防カビ SIAA マークの防カビに関する注意事項

これらのマークの近傍には、防カビに関する注意事項として以下のすべてを記載する。

「防カビ試験は、SIAA 試験法にて実施しています。」、「防カビ加工はカビを死滅させるものではありません。」、「使用条件によってはカビが発生する場合があります。」、「SIAA の安全性基準に適合しています。」

防カビ SIAA マークの注意事項には、さらに「特定のカビの生育を抑制します。」又は「防カビ加工製品でも、高温・多湿の状況で放置すると、カビが発生しやすくなります。」を追加しても良い。

(8) 表示媒体

SIAA マークは、「自主登録受理通知書」に記載された製品に関して次のような表示媒体に表示することができる。

- ① 抗菌加工製品（若しくは抗菌剤）等、または防カビ加工製品
抗菌加工製品（若しくは抗菌剤）、または防カビ加工製品本体だけでなく、それに付属する包装箱、ラベル、取扱説明書等も含む。
- ② パンフレット、広告等
抗菌加工製品（若しくは抗菌剤）、または防カビ加工製品に関するカタログ、パンフレット、技術資料、新聞・雑誌広告、TV コマーシャル、インターネット等の媒体も含む。

5. マークの周辺文字等の表示例

(1) マーク C (ISO 番号付き抗菌 SIAA マーク (C-1, C-2 含む))



無機抗菌剤・練込
本体
JP0123344A001P

SIAA マークは ISO22196 法により評価された結果に
基づき、抗菌製品技術協議会ガイドラインで品質管理・
情報公開された製品に表示されています。

機密保持レベル D

(2) マーク D (ISO 番号なし抗菌 SIAA マーク (D-1, D-2, D-3 含む))



有機抗菌剤・塗装
トレー、パッキン
JP0125566A002B

SIAA マークは、抗菌製品技術協議会ガイドラインで
品質管理・情報公開された製品に表示されています。

(3) マーク F (防カビ SIAA マーク (F-1, F-2 含む))



登録情報

- SIAA 防カビ加工製品番号: マーク下に表示
- 防カビ剤ポジティブリスト第xxxxxxx号使用
- 防カビ加工部位・加工方法:



! 注意事項

- 防カビ試験は、SIAA 指定法にて実施しています
- 防カビ加工は、カビを死滅させるものではありません
- 使用条件によってはカビが発生する場合があります
- SIAA の安全性基準に適合しています

オプション情報

① 添え字 (マーク下への記入例: 次の中から選択する)

- 特定のカビの生育を抑制します
- 使用条件によってはカビが発生する場合があります
- このマークはカビが発生しないことを保証するものではありません

② 注意事項の下への追記 例: 次の中から選択する

- 特定のカビの生育を抑制します
- 防カビ加工製品でも、高温・多湿の状況で放置すると、カビが発生しやすくなります

(4) マーク F (防カビ剤 SIAA マーク)



(5) マーク G (抗菌・防カビ SIAA マーク)



オプション情報

- ・ 特定のカビの生育を抑制します
- ・ 防カビ加工製品でも、高温・多湿の状況で放置すると、カビが発生しやすくなります

登録情報：抗菌加工製品及び防カビ加工製品の両方を表示



- ・ SIAA 抗菌・防カビ加工製品番号：
 - ・ 防カビ剤ポジティブリスト第 x x x x x x x 号使用
 - ・ 防カビ加工部位・方法：
- ！防カビに関する注意事項
- ・ 防カビ試験は、SIAA 指定法にて実施しています
 - ・ 防カビ加工は、カビを死滅させるものではありません
 - ・ 使用条件によってはカビが発生する場合があります
 - ・ SIAA の安全性基準に適合しています

6. 調査報告

本会は、SIAA マークの表示に関し、会員に対して調査受入および報告を求めることができる。

7. SIAA マークの適正な運用

本会会員より事務局に提出して受理された SIAA マークの使用申請の内容と異なる不適切な表示が認められた場合には、SIAA マークの表示者に対して改善を要請することが出来る。

制定：平成 10 年 11 月 30 日

改訂：平成 11 年 6 月 2 日

機密保持レベル D

改訂：平成 12 年 6 月 22 日
改訂：平成 13 年 6 月 22 日
改訂：平成 15 年 5 月 15 日
改訂：平成 16 年 5 月 19 日
改訂：平成 19 年 5 月 21 日
改訂：平成 19 年 12 月 21 日
改訂：平成 20 年 2 月 6 日
改訂：平成 20 年 5 月 19 日
改訂：平成 23 年 3 月 17 日
改訂：平成 25 年 12 月 13 日
改訂：平成 26 年 2 月 12 日
改訂：平成 26 年 3 月 20 日
改訂：平成 26 年 6 月 30 日
改訂：平成 28 年 3 月 24 日
改訂：平成 28 年 12 月 8 日
改訂：平成 29 年 5 月 18 日